

令和6年度あきる野市地域包括支援センターの事業運営方針（案）

※ 網掛けは令和5年度から変更した箇所です。

1 市の地域包括ケアシステムの構築方針

- (1) 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、多様な生活支援サービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者を支える体制を構築する。
- (2) 市民からの相談には懇切丁寧にワンストップで対応するとともに、できる限り訪問し適切なアセスメントを行い、速やかに適切な支援を行う。
- (3) 医療・介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、あきる野市医療・介護地域連携支援センターと連携し、地域の医療機関と介護・福祉に関する関係者等と共に必要な支援を行う。
- (4) 地域における高齢者の生活支援及び介護予防の担い手と連携した多様な支援体制を整備するため、生活支援コーディネーター及びあきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体、市と連携を図りながら事業の運営に協力する。

2 重点的に行うべき業務の方針

- (1) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、より身近な相談機関となるよう、地域住民及び関係機関に対し周知する。
- (2) 日常生活圏域ごとに、地域住民及び関係機関からの相談に積極的に対応するとともに、相談内容を精査し、日常生活圏域内の地域課題を把握する。
- (3) 支援を必要とする高齢者の日常生活における困りごとや目指すべきことなどを聞き取り、課題と目標を明確にした上で、介護予防・日常生活支援総合事業などのフォーマルサービス、公共交通機関や地域の通いの場などのインフォーマルサービスを効果的に提供することにより、高齢者の生活機能の向上、自立した日常生活を続けられるよう支援する。

3 介護事業者・医療機関・民生・児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

- (1) 日常生活圏域を中心に民生・児童委員、介護支援専門員・介護サービス事業者及びその他の関係者との連絡会や研修を実施し、顔の見える関係づくりや連携を深めるとともに、情報提供を行い包括的かつ継続的な支援を進める。
- (2) 世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されていることを踏まえ、高齢者だけでなく生活困窮、障がいや児童福祉（ヤングケアラー等）他分野との情報共有に努め、家庭における介護の負担軽減を図る。

- 4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針
- 市における介護予防ケアマネジメント実施方針（介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施におけるケアマネジメントAの実施について）に従い実施する。
- 5 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
- (1) 介護支援専門員の資質向上に向けた研修会等を開催する。
 - (2) 「地域ケア個別会議」を効果的に利用し、困難事例の対応方法の検討、自立支援に資するケアマネジメントの支援を行う。
 - (3) 介護支援専門員等からの日常的な相談に対応すると共に、特に支援困難な事例については、関係者会議の開催支援、同行訪問、サービス担当者会議への参加など、介護支援専門員がひとりで抱え込まないように留意し共に考える対応を行う。
- 6 地域ケア会議の運営方針
- (1) 地域ケア個別会議については、関係者及び多職種と協働で個別課題の解決に向けた対応方法等を検討する中で、ネットワークの構築、ケアマネジメントの質の向上を図る。また、事例を通じて抽出された地域課題については、圏域別地域ケア会議において検討する。
 - (2) 圏域別地域ケア会議については、各圏域ごとに実施し、地域ケア個別会議等で抽出された地域課題に対して、多職種と連携し、必要な支援、解決策について協議し、解決が困難な地域課題については必要に応じて地域ケア推進会議において提案する。
 - (3) 地域ケア推進会議については、圏域で抽出された地域課題、具体的な取組・解決策について、市と連携して検討を進め、地域づくり・資源開発及び政策形成の必要性を検討し、事業計画等の提言につなげるよう実施する。
- 7 市との連携方針
- (1) 定期的（月1回）に連絡会を開催し、センターの運営に関する情報交換やセンターが受けた介護サービスに関する相談の報告・協議等を行う。
 - (2) 高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用など権利擁護に関する支援については、市と連携し適切なアセスメントを行い、速やかに適切な支援を行う。
 - (3) 介護予防ケアマネジメント及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務においても、必要に応じて報告・協議等を行う。
- 8 公正性・中立性確保のための方針
- (1) 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介する場合には、常に公正性・中立性を確保し、特定の事業者には偏らないよう留意する。
 - (2) センターの運営に関して、地域包括支援センター運営協議会への報告及び

説明等を実施する。

9 認知症高齢者とその家族への相談・支援方針

- (1) 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、地域のキャラバンメイトと連携し、認知症サポーター養成講座を実施する。企業や商店、住民の自主組織・団体などに働きかけ、認知症を理解し、認知症の人やその家族を地域で支える体制を強化していく。
- (2) 認知症の方の介護をしている家族の方が、日頃の思いを話したり情報交換をしたりする介護者の会等をサポートする。
- (3) 地域の方や関係機関からの情報をもとに、認知症の疑いのある人を早期に把握するとともに、早期に医療・介護サービス等につなげるなど自立生活のサポートを行う。また、容態に応じて認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム等と連携し、適切な医療・介護サービスに結びつける等の支援を進める。
- (4) 認知症などにより判断能力が不十分な方の支援として、権利擁護の観点から成年後見制度の利用を勧めるとともに、当該制度の利用が開始された後も必要に応じ支援を行う。

10 その他地域の実情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針

- (1) センターの運営に当たっては、日常生活圏域のニーズや課題を踏まえ業務を行うとともに、それぞれのセンターの強みや特徴を活かした運営を行う。
- (2) 他のセンターと職種ごとに定期的に連絡会などを開催し、それぞれの専門職の活動内容を共有し、自らの活動に活かすとともに、お互いにアドバイス等を行う。